

7 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第54号を発行させていただきます。

今年の梅雨は雨の降る日が例年より少ないようですので、夏場の飲み水用のダムの貯水量が少なくなって取水制限が出る地域が出ないといいですね。

今月は、大阪府民の森ぬかた園地のあじさい園に行ってきた際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、ぬかた園地のあじさい園のあじさいです)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**個人住民税税額計算について その1、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その4**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 個人住民税税額計算について その1

先月から H29 年度分の個人住民税の納付が始まって

います。個人住民税がどのような計算にて決定されるかをご説明するにはいい時期かと思っておりますので、今月は、「個人住民税の税額計算について」を取り上げさせていただきます。

計算例に基づいて説明させていただきます。

個人住民税の計算例（給与所得者の場合）

H28 年中の収入金額等の状況

(年齢は H28 年 12 月 31 日現在)

納税義務者	43 歳	給与収入
妻（扶養親族）	39 歳	収入なし
子（扶養親族）	17 歳	高校生
子（扶養親族）	13 歳	中学生

給与収入金額	5,436,629 円
医療費支払額	111,530 円
社会保険料支払額	543,663 円
生命保険料支払額	279,600 円 (内訳) 旧生命保険料 24,000 円 新生命保険料 84,000 円 旧個人年金保険料 84,000 円 介護医療保険料 87,600 円
地震保険料支払額	44,000 円 (内訳) 地震保険料 24,000 円 旧長期損害保険料 20,000 円
住宅ローン控除の	102,950 円

所得税控除残額	(内訳) 住宅ローン控除可能額 200,000円 - 所得税での住宅 ローン控除適用額 97,050円 (H22年入居分)
ふるさと納税	15,000円

H29年度分個人住民税の計算概要

給与所得金額	3,808,000円 (年末調整のための給与所得控除後の 給与等の金額の表より)
医療費控除額	111,530 - 100,000 = 11,530円
社会保険料控除額	543,663円 支払った保険料の全額が控除額
生命保険料控除額	70,000円 次の(1)から(3)の合計額(合計限度額70,000円) (1)一般の生命保険料分の控除額・・・ 28,000円 (次の契約区分ごとの合計額(上限額28,000円)) 旧生命保険料 24,000円 × 1/2 + 7,500円 = 19,500円 新生命保険料 支払金額が56,001円 以上のため控除額は28,000円 (2)個人年金保険料分の控除額・・・ 35,000円 旧個人年金保険料 支払金額が 70,001円以上のため控除額は35,000 円 (3)介護医療保険料分の控除額・・・ 28,000円 支払金額が56,001円以上のため控除 額は28,000円 * 個人所得税の控除額と同額ではありません。
地震保険料控除額	22,000円 次の(1)と(2)の合計額

	(1)地震保険料分の控除額 24,000円 × 1/2 = 12,000円 (2)旧長期損害保険料 支払金額が15,001円以上のため控 除額は10,000円 * 個人所得税の控除額と同額ではありません。
配偶者控除額	330,000円 * 個人所得税の控除額と同額ではありません。
扶養控除額	330,000円 * 16歳未満の扶養親族は扶養控除の 対象外です。 * 個人所得税の控除額と同額ではありません。
基礎控除額	330,000円 * 個人所得税の控除額と同額ではありません。
所得控除額の合計	1,637,193円 * 上記控除額の合計です。

課税総所得金額 の計算	総所得金額の合計額 - 所得控除 額の合計 3,808,800 - 1,637,193 = 2,171,607円 1,000円未満の端数切捨て 2,171,000円
----------------	--



(写真は、ぬかた園地のおじさい園のおじさいです)

今回で個人住民税の税額計算について最後までご説明

させていただこうと考えておりましたが、思っていた以上に紙面を必要とするためこの続きは次号にさせていただきます。

【参考文献】

- ・大阪市のホームページ 「個人市・府民税の計算例（給与所得者の場合）」



(写真は、ぬかた園地のあじさい園のあじさいです)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

税収関連

日経新聞に「所得税収 前年割れ 昨年度見込み、7年ぶり」、「国の税収、7年ぶり減 法人税、好業績でも伸びず 昨年度」、「税収、成長頼みに限界 所得・消費・法人そろって減 昨年度」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・国の2016年度税収は所得税と消費税、法人税の「基幹3税」がそろって前年度を下回った。
- ・税収総額は55兆5千億円程度と、7年ぶりの前年割れ。景気が良くても税収の伸びにつなげにくい構造が根っこにある。
- ・3つの税は税収の8割を占める。そろって減収となるのはリーマン・ショックの影響を受けた09年度以来だ。
- ・想定を大きく下回ったのが法人税だ。企業業績が好調なのに減収になったのは、企業活動のグローバル化が

影響しているとの指摘がある。

- ・消費税収は15年度の17兆4千億円を数千億円下回る。14年4月の消費税率引き上げに絡み15年度の税収が上振れした影響がなくなったのに加え、円高によって輸入品にかかる消費税が減った。

などと書かれておりました。

個人型確定拠出年金関連

日経新聞に「確定拠出年金個人型が活況 対象が拡大・税優遇浸透 加入50万人、30~40代増」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・国民年金基金連合会によると、加入者数は4月末時点で前月比5万9918人増の48万9008人だった。
- ・個人型確定拠出年金(DC)は昨年未までは、勤務先に企業年金がない人や自営業者等に限られ、公務員や主婦は対象外だった。制度改正によって、今年1月から企業年金に加入する会社員も含むすべての現役世代(約6700万人)に対象が広がった。
- ・個人型DCの最大の利点は、税制優遇を60歳まで受けられる点にある。
- ・金融商品を購入する資金が所得控除の対象になり、運用益は非課税となる。資金を引き出す際も所得控除を利用できる。
- ・所得控除のない少額投資非課税制度(NISA)に比べても、メリットは大きいとされる。
- ・新規加入者は30~40歳代が中心だ。対象拡大の制度変更と税優遇の利点がともに浸透し始めた現状を映す。

などと書かれておりました。

*金融商品を購入する資金が所得控除の対象になるのが、魅力ですね。ただし購入できる金融商品が金融機関によって違いますので、どの金融機関を利用して、どの金融商品を購入するのかをじっくり検討してから始めることをお勧めいたします。



(写真は、ぬかた園地のあじさい園のあじさいです)

4 習慣をちょっと変えてみる その4

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も、ストレス緩和につながる内容として「習慣をちょっと変えてみる」ことをご紹介します。

デスクの上を整える

参考文献には

- ・物が曲がっていたら真っ直ぐに直す。散らかっていたら片づける。そして帰宅するときには、きちんとデスクの上を整理整頓する。そういう習慣がある人は、心もすっきりと片付いています。雑念がなく、100%仕事に集中できるのです。
- ・ひと掃きするごとに、心のチリが消える。
- ・ひと拭きするごとに、心の輝きが増す。
- ・悩みや不安に惑わされることなく、常に清々しい心を持つ鍵は、まず身の回りを整えることです。

などと書かれています。

今回取り上げた「デスクの上を整える」も先月ご紹介いたしました「いらぬものを捨てる」に関連するところがあり、私が苦手をしていることの1つです。

仕事で書類をコピーさせてもらって預かってくることが多く、処理が終えてもまた見直す必要があるかと思って、残しておいてそのまま溜まってしまっていること

が多いです。

苦手なことは、曜日や時間を決めてするのがいいのかもとこの記事を書きながら思っています。とりあえず仕事を終えて帰宅する前の10~15分くらいをデスクの上を整える時間にしようと思います。

【参考文献】

- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明(ますのしゅんみょう) 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

5 編集後記

十数年来の私の友人が、和泉市にて今月動物病院を開院することになりました。

開院するにあたって開院に必要な資金調達のお手伝いなどをさせていただいたこともあり、先月末にオープン前の動物病院を見学させていただきました。



上の写真が、友人が開院する おひげ動物病院の外観です。場所は、和泉市上町658-4になります。

見学しに寄せていただいた日に機材などの搬入と設置をされていまして、病院内の写真はありませんが、今月の15日と16日に病院の内覧会をされることになっておりますので、それにも寄せていただこうと考えております。

和泉市の近郊でペットを飼育されているお知り合いの方がいらっしゃいましたら、ぜひ「おひげ動物病院」をご紹介しますいただけるとうれしく思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。